

岩手県告示第 566 号

家畜人工授精に関する講習会等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 19 年 7 月 20 日

岩手県知事 達 増 拓 也

家畜人工授精に関する講習会等に関する規程の一部を改正する告示

家畜人工授精に関する講習会等に関する規程（昭和 35 年岩手県告示第 328 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定員) 第 4 条 講習会の定員は、 <u>家畜人工授精に関する講習会にあつては30名の、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会にあつては20名の範囲内</u> で、その都度知事が定める。	(定員) 第 4 条 講習会の定員は、その都度知事が定める。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成 19 年 7 月 20 日から施行する。